

グリーン調達ガイドライン

2017年4月18日制定

2023年4月7日改訂

第03版



株式会社エクセディ福島

安全環境部

1. はじめに

お取引先様へ

平素は弊社の開発、生産、購買活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども(株)エクセディ福島では、環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得以来、お取引先様とともに地球環境保全活動に取り組み、企業の社会的責任を果たすべく努力してまいりました。皆様にはこの活動にご賛同頂き、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

環境負荷物質に関する規制強化等、環境保全に関する新たな動きに対応する為、弊社では「グリーン調達ガイドライン」(以下、本ガイドライン)を制定し、サプライチェーン全体でマネジメントシステムを構築していく所存でございます。

貴社におかれましては、当社の取り組み・方針をご理解頂き、本ガイドラインに基づく環境保全活動にこれまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年4月

株式会社エクセディ福島

2. 当社の環境方針

【基本方針】

エクセディグループは動力を効率的に伝達する技術をコアとした製品開発・製造を通じて、お客様の喜び、社会の喜び、私たちの喜びを力強く創り出す企業を目指し、持続可能な社会の発展に貢献します。

その実現のため、地球環境保全を経営の優先取組課題の一つと位置付け、目標達成に向けて継続的な改善を図ります。

【環境活動方針】

1. 順法・コンプライアンスの強化

・私たちは各国、地域が定める環境法令等の順守はもとより、自主基準を制定し、大気、水質、土壌への汚染防止に取り組み、環境負荷の最小化を図ります。

2. 脱炭素社会への貢献・気候変動への適応

・私たちは、動力を効率的に伝達するコア技術を深化することで社会のエネルギー効率向上に貢献します。

・私たちは製造技術の技術革新を通して、事業における温室効果ガスの排出ゼロを目指します。

・私たちは気候変動に適応し、レジリエンスを高めます。

3. サーキュラーエコノミー

・私たちはライフサイクルを考慮した新製品・技術開発を通じて、サプライチェーン全体の環境負荷低減に努めます。

* 1レジリエンス:うまく適応できる能力

* 2ライフサイクル:商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまで

* 3サーキュラーエコノミー:従来の生産・消費の過程で廃棄されてきた製品や原材料などを新たな「資源」としてとらえ、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組み

【行動指針】

環境方針の実現に向け、将来にわたり持続可能な企業活動を行うために私たちが取り組む事項をエクセディグループ環境行動指針に定める。

1. 公害防止・順法・コンプライアンス

1)私たちは次のような有害なものを会社の外に出さないように努めます。

(1)大気:化学物質や有毒なガス、悪臭、ばい煙、粉じん等

(2)水質:廃液や油を含む水

(3)土壌:化学物質

(4)騒音・振動等

- 2)私たちは廃棄物処理を適切な業者に委託し、不法投棄をさせません。
- 3)私たちは日頃からリスクを想定し、緊急事態に備え、教育・訓練を行い、有事の際の被害最小化を図ります。
- 4)私たちは環境法令等を順守するために、要求事項の理解と周知に努めます。

2. 脱炭素社会への貢献・気候変動への適応

- 1)私たちはエネルギー効率向上に役立つ製品の開発、製造、販売に努めます。
- 2)私たちは省エネ、省資源に配慮した設備導入、生産活動を行います。
- 3)私たちはクリーンエネルギーの利用を含め温室効果ガスの排出低減に努めます。
- 4)私たちは事業継続のため自然災害に備えます。

3. サーキュラーエコノミー・省資源・リサイクル

- 1)私たちは水の効率的な使用、環境負荷の少ない原材料の調達、生産に使用する資源と廃棄物の最小化、リサイクルの徹底、物流の効率化など、持続可能な資源の利用に努めます。

4. 生物多様性・生態系の保護

- 1)私たちは地域の環境美化活動や自然を守る活動に積極的に参加・支援します。

5. ステークホルダーとのコミュニケーション・協働

- 1)私たちは環境情報を積極的に公開し、行政、地域自治体、顧客、協力企業、従業員などステークホルダーとの情報交換を密に行います。
- 2)私たちはサプライチェーンとの協働を通し、温室効果ガスの排出低減、環境負荷の少ない材料調達など、サプライチェーン全体の環境負荷の最小化に努めます。

3. グリーン調達の考え方

- ・資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮します。
- ・弊社は、環境への影響が少ない製品を優先的に購入します。
- ・製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用します。

定義

グリーン調達=『グリーンなものを、グリーンなお取引先様から調達すること』

4. グリーン調達ガイドラインの適用範囲

<適用開始時期>

2017年4月18日より取組み開始

<対象範囲>

株式会社エクセディ福島

松原工場

村松工場

綾金工場

5. 当社の特定物質の管理

当社は、法規制により製品に使用(含有)が禁止・制限されているもの及び顧客が将来動向を背景に使用禁止・削減を課している物質を弊社の特定物質として管理します。

<対象品>

当社製品の構成部品・材料

当社製品の梱包・包装資材

製品に付着、付随する副資材(識別塗料・防錆油・切削油等)

<特定物質の定義>

GADSL を基本とします。

* GADSL: Global Automotive Declarable Substance List

日・欧・米の自動車業界が定める禁止・監視物質リスト。適宜更新(原則 2 月)されま
す。最新版は <http://www.gadsl.org/>より入手・確認をお願い致します。

5-1 エクセディ福島禁止物質

(1) GADSL で禁止物質に該当する物質。(GADSL 区分:P のもの)

例 SOC10 物資

No	GADSL 区分	物質名	CAS No
1	P	・鉛(Pb)	7439-92-1
2	P	・水銀(Hg)	7439-97-6
3	P	・カドミウム(Cd)	7440-43-9
4	P	・六価クロム(Cr+6)	18540-29-9
5	P	・ポリ臭化ビフェニル(PBBs)	27858-07-7 他
6	P	・ポリ臭化ビフェニルエーテル(PBDEs)	5436-43-1 他
7	P	・ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4
8	P	・フタル酸ジニエチルヘキシル(DEHP)	117-81-7
9	P	・フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2
10	P	・フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7

※SOC: Substance Of Concern の略で、環境負荷物質のことをいい、地球環境や
人の健康に負荷を与える物質の総称

当社はアスベスト(CAS NO:1332-21-4 他、区分:P)も禁止物質としている。

(2) GADSL で要申告物質に該当している物質(GADSL 区分:D のもの)の中で一部
の地域で使用制限を受ける物質又は顧客要求により使用が制限される物質と
する。(2023年2月時点では該当なし)

上記の禁止物質については、最新版の EU 廃車指令(Annex II)で猶予される場合を
除き、閾値を超えて材料、部品、及び製品に使用することはできません。

5-2 エクセディ福島監視物質

GADSL に記載されている物質の内、(1)の禁止物質を除く要申告物質。

5-3 閾値

GADSL の閾値に従います。指定がない場合には、均一材質中に意図的な含有を
0.1 重量%とし、カドミウムとその化合物は 0.01 重量%とします。

6. お取引先様へのお願い

6-1 法規制・条例等の順守

協力企業様の事業活動において、法規制・条例等の順守をお願い致します。

6-2 環境マネジメントシステムの構築・整備

お取引先様の環境管理体制整備のために、環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。

(1) 環境マネジメントシステム外部認証取得

※外部認証とは、ISO14001、エコアクション 21、エコステージなどを意味します。

※既に認証取得済の場合、環境マネジメントシステム運用の維持・向上・更新継続をお願い致します。

(2) 環境マネジメントシステム外部認証を未取得の場合

自主的な環境マネジメントシステム構築の取組みの実施をお願い致します。

また、状況に応じてお取引先様へ運用状況の確認をさせて頂く場合があります。対象の協力企業様には事前にご連絡を致しますので、ご協力をお願い致します。

※状況に応じた場合とは、環境問題の発生、法規制の制定・改訂時、定期巡回時等

6-3 SDSのご提出

SDS:安全データシート

弊社が新規で取扱う製品、薬品、副資材、梱包材を納入して頂く場合、SDSのご提出をお願い致します。

また、既に頂いているSDSが改訂した場合、最新版のご提出を速やかにお願い致します。

SDSについては、弊社各購買担当者にお問い合わせください。

6-4 エクセディ福島非含有証明書のご提出

(1) 弊社へ納入して頂く製品、部品、材料等の環境負荷物質含有状況を把握するため、ELV指令、RoHS指令、顧客要求事項、重点管理を必要とする物質の非含

有証明のご提出をお願い致します。

証明書については安全環境部又は各購買担当者にお問い合わせください。

(2) 弊社へ報告済の内容に変更が生じた場合は再提出をお願い致します。

(3) 「エクセディ福島禁止物質及び監視物質」で閾値を超えた含有が判明した場合、速やかに報告のうえ代替材へ切替えて下さい。処置を取らなかった場合、取引停止となる可能性があります。

6-5 サプライチェーンの管理

サプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、本ガイドラインの内容を、貴社の協力企業様への必要に応じた展開、啓発をお願い致します。

6-6 「グリーン調達推進同意書」のご提出

「(株)エクセディ福島 グリーン調達ガイドライン」にご賛同いただき、「グリーン調達推進同意書」(以下同意書)をご提出いただきます。

① 新規お取引先様は、お取引開始前にご提出いただきます。

② 既存お取引先様は未提出の場合は、ご提出をお願い致します。

※同意書については安全環境部又は各購買担当者にお問い合わせください。

※本ガイドラインの改訂が行われた場合、安全環境部又は各購買担当者よりご案内させていただきます。既に同意書を提出済みのお取引先様におかれましては、改訂後のガイドラインを確認していただき、改訂箇所にも異議がある場合は、弊社からの案内より90日以内にお申し出ください。期限内にお申し出がなければ、改訂版も引き続き同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

お取引先様のカテゴリー別に取り組み事項を一覧表にまとめました。

お取引先様のカテゴリーによって対象項目が異なりますので、下記「グリーン調達取り組み事項一覧」にて確認をお願い致します。

グリーン調達取組み事項一覧	対象お取引先様					
	弊社製品構成品		弊社製品非構成品			
	部品	材料 副資材	用品 副資材	梱包材 包装資材	設備 治工具 計測器	産廃/システム/ユーティリティ/その他
環境関連法規の順守	○	○	○	○	○	○
環境マネジメントシステムの構築	○	○	○	○	○	○
禁止物質の使用(GADSL区分:P)	○	○	○	○	-	-
SDSのご提出	○	○	○	○	-	-
非含有証明のご提出※1	○	○	○	○	-	-
「エクセディ福島 グリーン調達推進同意書」のご提出	○	○	○	○	○	○

※1 原則、EVL指令及びRoHS指令該当物質(について非含有証明のご提出をお願いしております。顧客要求より求められたものについてはその都度こちらからご連絡させていただきます。

7. グリーン調達ガイドラインの取り扱い

本ガイドラインの取り扱いは以下のとおりとします。

- (1)「(株)エクセディ福島 グリーン調達ガイドライン」は、(株)エクセディ福島 HP に掲載とします。<http://exf.exedy.com/>
- (2)本ガイドラインは、改訂の都度、その時点でのお取引先様へ弊社購買担当者又は安全環境部より、E-mailにてご案内させていただきます。
なお、改訂後は改訂版を適用させていただきます。

8. ご提出いただいた資料の取り扱い

ご提出いただきました資料は(株)エクセディ福島社内でのみの使用とし、外部に公表することはありません。ただし、各国政府機関や認証機関などの公的環境関連機関からの提出要求があった場合には情報提供させていただく場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い致します。

9. お問い合わせ・書類ご提出先

お問い合わせは、各購買担当者又は安全環境部までお願い致します。

<所在>

松原工場

〒966-0901 福島県喜多方市松山町鳥見山字松原65番地

TEL 0241-23-3100 / FAX 0241-25-7367

村松工場

〒966-0902 福島県喜多方市松山町村松字常盤町2600番地

TEL 0241-22-3211 / FAX 0241-25-7360

10. 制定・改廃履歴

版番号	分類	制定・改廃 年月日	制定・改廃箇所	作成
初版	制定	2017/4/18	-	安全環境部
第01版	改訂	2018/10/19	部門名称変更 5-1 項目追加 5-3 新規追加 6-4 項目追加	安全環境部
第02版	一部 改訂	2022/5/9	2 行動規則を EXD グリーン調達 ガイドラインに合わせて改定 4 対象範囲に綾金工場追加 5-1(1)に例 SOC10 を記載	安全環境部
第03版	一部 改訂	2023/4/7	EXD の環境方針に合わせた基 本方針、環境活動方針、行動指 針の改訂	安全環境部